

指定等の有効期間が「平成30年6月28日から平成30年11月29日まで」に満了する事業所の取扱い

① 所在地が特定被災区域内（江津市又は川本町）であるもの

ア) 満了日の1月前までに更新申請の提出があったもの

→ 通常通りの更新手続きを行います

イ) 上記ア以外のもの

→ 有効期間を平成30年11月30日まで延長し、その旨を通知します

② 上記①以外のもの

ア) 平成30年7月豪雨により被災した事業所であって、有効期間満了の1月前までに、理由を記した書面により満了日の延長の申出を行ったもの

→ 有効期間を平成30年11月30日まで延長し、その旨を通知します

イ) 上記ア以外のもの（※有効期間満了の1月前までに更新申請の提出が必要）

→ 通常通りの更新手続きを行います

※「②ア」による取扱いを申し出る場合には、あらかじめご連絡願います。

※「①イ」又は「②ア」の場合、平成30年10月31日までに更新申請の提出が必要となります。

※本取扱いは県が指定等を行うサービスにかかるものになります。市町村（保険者）が指定等を行うサービスについては、各市町村（保険者）にお問合せください。